

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成22年2月12日
【四半期会計期間】	第106期第3四半期（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）
【会社名】	浅香工業株式会社
【英訳名】	ASAKA INDUSTRIAL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鳥田 長秋
【本店の所在の場所】	堺市堺区海山町2丁117番地
【電話番号】	(072)229-5137
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部本部長 藤田 敏雄
【最寄りの連絡場所】	堺市堺区海山町2丁117番地
【電話番号】	(072)229-5137
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部本部長 藤田 敏雄
【縦覧に供する場所】	浅香工業株式会社東京支店 (さいたま市南区文蔵4丁目11番5号) 浅香工業株式会社名古屋支店 (愛知県春日井市勝川新町3丁目4番地) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注) 東京支店及び名古屋支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではありませんが、投資者の便宜のために縦覧に供しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第105期 第3四半期 累計期間	第106期 第3四半期 累計期間	第105期 第3四半期 会計期間	第106期 第3四半期 会計期間	第105期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高(千円)	6,096,692	5,261,193	1,761,078	1,541,195	7,770,265
経常利益又は経常損失() (千円)	72,439	23,437	16,157	44,889	51,989
四半期(当期)純損失() (千円)	8,271	35,926	3,675	54,603	118,142
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金(千円)	-	-	829,600	829,600	829,600
発行済株式総数(株)	-	-	10,370,800	10,370,800	10,370,800
純資産額(千円)	-	-	2,241,059	2,150,513	2,160,922
総資産額(千円)	-	-	5,478,094	4,974,202	5,062,795
1株当たり純資産額(円)	-	-	221.74	214.68	215.65
1株当たり四半期(当期)純損失 ()(円)	0.80	3.60	0.36	5.47	11.54
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益(円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	-	-	2.00
自己資本比率(%)	-	-	40.8	43.1	42.6
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	48,369	5,057	-	-	41,242
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	81,037	28,471	-	-	90,318
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	104,062	57,709	-	-	65,850
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	786,921	655,317	746,555
従業員数(人)	-	-	166	157	165

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が無いため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社グループ（当社及び当社の子会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	157	(19)
---------	-----	------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は当第3四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期会計期間の生産実績は次のとおりであります。

品目別	当第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	前年同四半期比(%)
ショベル類(千円)	207,230	61.5

- (注) 1. 金額は平均販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 商品仕入実績

当第3四半期会計期間の仕入実績を品目別に示すと次のとおりであります。

品目別	当第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	前年同四半期比(%)
アウトドア用品類(千円)	387,667	100.2
工事・農業用機器類(千円)	568,555	91.3
物流機器類(千円)	426,011	72.7
計(千円)	1,382,234	86.6

- (注) 1. 金額は平均販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

当社の製品(ショベル類)は受注見込による生産方法をとっております。

(4) 販売実績

当第3四半期会計期間の販売実績を品目別に示すと次のとおりであります。

品目別	当第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	前年同四半期比(%)
製品		
ショベル類(千円)	235,968	116.5
商品		
アウトドア用品類(千円)	351,498	92.3
工事・農業用機器類(千円)	544,246	95.2
物流機器類(千円)	409,482	67.5
商品 計(千円)	1,305,227	83.8
合計(千円)	1,541,195	87.5

- (注) 1. 前第3四半期会計期間及び当第3四半期会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
日本輸送機株式会社	350,707	19.9	128,605	8.3

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 日本輸送機株式会社は、国内販売事業を統括する新会社(ニチュMH I フォークリフト株式会社)を平成21年4月1日付で設立しております。
なお、平成21年10月1日から平成21年12月31日までのニチュMH I フォークリフト株式会社に対する販売高83,126千円は、上記金額には含めておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

特記すべき事項はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期会計期間におけるわが国経済は、世界的な金融危機の余波も若干弱まり、最悪の状態から脱した感もありますが、円高、株安、雇用不安、更にはデフレの進行と先行きに予断を許さぬ厳しい状況のままに推移してまいりました。

このような情勢下におきまして、当社は売上拡大を第一とした積極的な営業活動を展開してまいりましたが、当第3四半期会計期間の業績につきましては、企業収益の圧迫による設備投資の見送りや、個人消費の冷え込み、価格競合等が大きく影響し、売上高は1,541百万円（前年同期1,761百万円）になりました。

利益面につきましては、コストの低減・諸経費の節減等、全社をあげて損益改善に努力を重ねてまいりましたが、営業損失として47百万円（前年同期は18百万円の営業損失）、経常損失として44百万円（前年同期は16百万円の経常利益）を計上することとなり、保有株式の時価下落による投資有価証券評価損24百万円を特別損失として計上した結果、54百万円の四半期純損失（前年同期は3百万円の四半期純損失）となりました。

なお、品目別の業況は次のとおりであります。

（ショベル類）

国内向けにつきましては、土木工事等の需要の低迷にともなう販売激化と海外製品との価格競合等もあって苦戦を重ねておりましたが、降雪が幸いして除雪用スコップの売上が順調に推移し、売上高は207百万円（対前年同期比9.4%増）になりました。

輸出につきましては、円高等の影響もありましたが、価格対応等、拡販に努力いたしました結果、売上高は28百万円（対前年同期比116.5%増）となり、ショベル類全体といたしましては、売上高は235百万円（対前年同期比16.5%増）となりました。

（アウトドア用品類）

商品のアイテム数の増強を図り拡販に努力いたしましたが、個人消費の低迷が影響し、売上高は351百万円（対前年同期比7.7%減）となりました。

（工事・農業用機器類）

降雪による除雪用品の動きは順調に推移いたしましたが、土木建築関連の需要の低迷に加え、専門店での受注不振もあって、売上高は544百万円（対前年同期比4.8%減）となりました。

（物流機器類）

業界内における設備投資の回復は見られず、縮小の一途で、引き合い件数の減少に拍車がかかるとともに、熾烈な価格競合等もあって、売上高は409百万円（対前年同期比32.5%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、第2四半期会計期間末より74百万円減少し、当第3四半期会計期間末には655百万円となりました。

なお、当第3四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、76百万円（前年同期は96百万円の支出）となりました。これは主に売上債権の減少額が293百万円となったものの、仕入債務の減少額と、たな卸資産の増加額及び貸倒引当金と賞与引当金の減少額の合計が320百万円となったためであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、9百万円（前年同期は14百万円の収入）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出11百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、12百万円（前年同期は196百万円の収入）となりました。これは短期及び長期借入金の純増額12百万円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社取締役会は、上場会社として当社株券等の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる特定の者の大規模買付行為（議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為）を受け入れるか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、大規模買付を行う者およびその集団（以下「大規模買付者」という。）が、長期的経営意図や計画もなく一時的な収益の向上だけを狙ったもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、買収等の提案理由、買収方法等が不当、不明確であるなどの事情があるときは、企業価値および株主の共同の利益を損なうものであります。

当社株主の皆様が、その有する権利に関して、重大な影響をもちうる大規模買付行為に際して、適切な判断を行うためには、大規模買付者からの情報提供のみならず、当社取締役会を通じた適切かつ十分な情報の提供および大規模買付行為に対する当社取締役会の評価や意見等の提供が、必要不可欠なものであり、十分な理解なくして、株主の皆様が、将来実現することのできる株主価値を的確に判断することはできないものと考えます。

以上のような考えに基づき、株主共同の利益や当社の企業価値が害されると認められる場合には、当該大規模買付行為に対する対抗措置を講じることが、当社の取締役としての責務であると考えております。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は寛文元年（1661年）に創業いたしました。その後、明治24年にショベル、スコップの国産化に成功して以来、「良品声無くして人を呼ぶ」という経営理念に沿った品質第一主義の製品・商品創りに徹し、象印のシンボルマークをもって業界をリードするメーカーとしての地位を築いてまいりました。昨今の品質を度外視した海外からの廉価品が溢れる市場の中で、プロが作り、プロが使用する品質本位のモノ作りをする技術の伝承とともに、自然環境との共生、少子高齢化時代を見据えた新たな商品開発に徹することが、当社の社会的使命であり、これを実現していくことが、長期にわたり当社の企業価値を向上させ株主共同の利益確保に資するものであると考え、企画開発室を中心に新製品の開発、既存商品の改善等に取り組んでおります。

会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社株券等に対する大規模買付行為を行う場合の手続きとして、大規模買付者に対して、買付行為の前に、当社取締役会に対し十分な情報提供をすること、その後、当社取締役会がその買付行為を評価・交渉・代替案を提出する期間を設けることとするルール（以下「大規模買付ルール」という。）を定めました。この大規模買付ルールが遵守されない場合、株主の皆様を保護する目的で、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講じます。

イ．大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づいて当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。なお、大規模買付ルールに基づいて書面等の作成を要する場合には日本語によるものとし、また、資料等を提出する必要がある場合において、当該資料中に日本語以外の言語により作成されたものが存する場合には、提出者は日本語訳を添付するものとし、

(a) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立って、当社宛に、大規模買付ルールを遵守する旨の意向表明書を提出していただきます。

意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。なお、意向表明書には、大規模買付者の商業登記簿謄本、定款の写しその他大規模買付者の存在を示す書類を添付していただきます。

(b) 情報提供

大規模買付者には、当社代表取締役に対して、当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」という。）を提供していただきます。

当社は、上記意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、提供いただくべき大規模買付情報のリストを意向表明書記載の大規模買付者の国内連絡先に宛てて発送します。

大規模買付情報の主な項目の概要は、次のとおりです。

- ・大規模買付者およびそのグループの概要
- ・大規模買付行為の目的および内容
- ・当社株式の買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け
- ・大規模買付行為完了後に最終的に経済的利益を得ることを目的として、当該買付資金を大規模買付者およびそのグループに供給している個人、法人等の概要
- ・大規模買付行為完了後に意図する当社の経営方針、事業計画等

なお、当初提供していただいた大規模買付情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して必要な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(c) 大規模買付情報の検討および意見表明等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株券等の買付の場合、初日を含みません。）または90日間（その他の大規模買付行為の場合、初日を含みません。）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」という。）として与えられるべきものと考えます。

従って、大規模買付行為は、取締役会の意見公表後、または取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、

取締役会評価期間中、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、必要に応じ独立した外部専門家等（弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー等を含む。）の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対して代替案を提示することもあります。

ロ．大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(a) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したものと判断される場合には、当社取締役会が、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。もっとも、大規模買付ルールが遵守されているものと判断される場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合（以下、かような大規模買付行為を「濫用的買収」という。）、当社取締役会は当社の企業価値および株主共同の利益を守るために適切と考える対策を講じることがあります。具体的には次に掲げる何れかの類型に該当すると判断される場合に、濫用的買収に該当するものと考えます。

- ・真に当社の企業経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価を吊り上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合
- ・当社の経営を一時的に支配し当社の事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社に移譲させる目的で、当社の株式の買収を行っているとは判断される場合
- ・当社の経営を支配した後に当社の資産を買収買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合
- ・当社の経営を一時的に支配して、当社の不動産、有価証券等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかまたは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としているとは判断される場合

当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を損なうか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後における経営方針等を含む大規模買付情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的な内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を検討し、監査役全員の賛同を得たうえで決定することとします。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合であっても、かつ、当該大規模買付行為が濫用的買収に該当しない場合であっても、当社取締役会として当該大規模買付行為についての反対意見を表明し、あるいは代替案を提示すること等により、当社株主の皆様を説得する行為を行うことがあります。

その場合、大規模買付者の提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該提案および当該提案に対する当社が提示する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

(b) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、株式分割、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款の認めるものを行使し、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。

具体的にいかなる対抗策を講じるかについては、当社取締役会が、その時点で最善であると判断したものを選択いたします。

(c) 具体的対抗策発動時に株主および投資者の皆様にご与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗策をとることがあります。

しかしながら、当該対抗策の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗策をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗策として考えられるもののうち、株式分割および新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続については、次のとおりとなります。

株式分割を行う場合には、当社株主の皆様にとりまして必要となる手続は特にありません。ただし、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、別途当社取締役会が決定し、公告する株式分割基準日までに名義書換を完了していただく必要があります。

新株予約権の発行または行使につきましては、新株予約権または新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込をしていただく必要があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し、公告する新株予約権の割当期日までに名義書換を完了していただく必要があります。

(d) 大規模買付ルールの廃止および変更

本対応方針を決定した当社取締役会においては、全取締役の賛成により決議されましたが、当社取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役4名全員が出席し、いずれの監査役も、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

なお、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益の向上の観点から、会社法その他企業防衛に関わる法改正、司法判断の動向や分析等を踏まえ、今後必要に応じて本対応方針を変更し、または新たな対応策等を導入することがあります。

本対応方針の有効期限は、平成22年6月開催予定の定時株主総会終結後に開催される最初の取締役会までとします。

また、有効期限満了前であっても、本対応方針は、当社取締役会の決議により廃止または変更されることがあります。当社取締役会は、本対応方針を継続、廃止および変更することを決定した場合には、その旨を速やかにお知らせいたします。

本対応策が会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

イ．本対応策が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応策は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。

ロ．本対応策が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

本対応策は、基本方針の内容に記載したとおり、当社の企業価値や株主共同の利益を確保し、向上させることを前提としております。

また、本対応策は、平成19年4月13日開催の当社取締役会の決議で導入し、当初の有効期限は平成19年6月28日開催の当社第103期定時株主総会終結後に最初に開催される取締役会の日までとしておりましたが、同定時株主総会において、本対応策の継続に関する株主の皆様のご承認を頂き、株主の皆様のご意向が反映されておりますので、本対応策は当社株主の共同の利益を損なうものではないと考えております。

ハ．本対応策が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

大規模買付行為の対応策を適正に運用し、当社取締役会に恣意的な判断がなされることを防止するための独立機関として、特別委員会を設置いたします。

特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするために、当社社外監査役および社外有識者（弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者等）の中から選任します。

当社の大規模買付行為の対応策が、当社役員の地位の維持目的ではなく、当社の企業価値および株主共同の利益の確保ないしその向上という目的を達成するためには、客観的かつ合理的な判断を行うことが求められるため、重要な判断に際しては、原則として特別委員会に諮問することとし、当社取締役会は当委員会の勧告を最大限に尊重するものとしております。

(4) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

(5) 財政状態の分析

以下の記載内容は前事業年度末と比較しております。

(流動資産)

現金及び預金は98百万円減少し735百万円となりました。受取手形及び売掛金は77百万円増加し1,446百万円となったものの、未収入金は83百万円減少し257百万円となりました。その結果、流動資産の残高は107百万円減少し3,689百万円（前事業年度末は3,796百万円）となりました。

(固定資産)

有形固定資産は35百万円減少し377百万円となりました。これは設備維持更新等に21百万円を投資したものの、減価償却費等で56百万円減少したことによるものであります。投資有価証券は24百万円を評価損計上したものの、その他の所有株式の時価が回復したことにより、55百万円増加し466百万円となりました。その結果、固定資産の残高は18百万円増加し1,284百万円（前事業年度末は1,266百万円）となり、総資産合計では88百万円減少し4,974百万円（前事業年度末は5,062百万円）となりました。

(流動負債)

支払手形及び買掛金は45百万円増加し1,333百万円、短期借入金は50百万円増加し1,009百万円となりました。一方、未払法人税等は33百万円減少し5百万円、賞与引当金は26百万円減少し15百万円となりました。その結果、流動負債の残高は2,503百万円（前事業年度末は2,502百万円）となりました。

(固定負債)

長期借入金は88百万円減少し124百万円となりました。その結果、固定負債の残高は79百万円減少し319百万円（前事業年度末は398百万円）となりました。

(純資産)

利益剰余金は55百万円減少し863百万円となりました。また、その他有価証券評価差額金は47百万円増加し17百万円となりました。その結果、純資産合計は10百万円減少し2,150百万円（前事業年度末は2,160百万円）となりました。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成22年2月12日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	10,370,800	10,370,800	大阪証券取引所市場第二部	単元株式数 1,000株
計	10,370,800	10,370,800	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、平成22年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年5月30日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3	2,000,000
新株予約権の行使時の払込金額(注)1、(注)2	1株あたり 266円
新株予約権の行使期間	自 平成18年6月15日 至 平成23年6月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格 268.86044円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。
新株予約権の行使の条件	1個に満たない新株予約権は、行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 行使価額の修正

行使価額は、本新株予約権の発行後、毎月第1金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(但し、終値(気配表示を含む。)のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。

但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が金266円(以下「下限行使価額」という。但し、(注)2による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が金1,066円(以下「上限行使価額」という。但し、(注)2による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。

2. 行使価額の調整

行使価額は、本新株予約権の発行後、当社が時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合には、次に定める算式により調整される。なお、次の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式数から当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行} + \frac{\text{新発行} \cdot \text{処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{株式数} \quad \text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

また、行使価額は、当社普通株式の分割、無償割当て若しくは併合、又は、時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行が行われる場合等にも適宜調整される。

3. 割当株式数の調整

行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注)2に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成21年10月1日～平成21年12月31日		10,370,800		829,600		509,408

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成21年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 380,000	-	単元株式数 1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,870,000	9,870	同上
単元未満株式	普通株式 120,800	-	1単元(1,000株) 未満の株式
発行済株式総数	10,370,800	-	-
総株主の議決権	-	9,870	-

【自己株式等】

平成21年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 浅香工業株式会社	堺市堺区海山町2 丁117番地	380,000	-	380,000	3.66
計	-	380,000	-	380,000	3.66

(注) 当第3四半期会計期間末(平成21年12月31日)の自己株式数は380,000株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合は3.66%)となっております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	75	75	112	98	116	104	95	85	93
最低(円)	60	67	71	78	90	87	82	78	79

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所市場第二部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	1.5%
売上高基準	0.2%
利益基準	0.3%
利益剰余金基準	2.0%

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	735,759	834,493
受取手形及び売掛金	3 1,446,625	1,369,038
商品及び製品	1,047,824	1,045,855
仕掛品	30,340	29,819
原材料及び貯蔵品	113,699	116,170
未収入金	257,758	341,487
その他	66,293	71,048
貸倒引当金	9,030	11,120
流動資産合計	3,689,271	3,796,793
固定資産		
有形固定資産	1 377,869	1 413,064
無形固定資産	31,921	38,282
投資その他の資産		
投資有価証券	466,106	410,675
その他	420,512	469,559
貸倒引当金	11,478	65,580
投資その他の資産合計	875,140	814,654
固定資産合計	1,284,931	1,266,001
資産合計	4,974,202	5,062,795
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3 1,333,489	1,287,890
短期借入金	1,009,807	959,180
未払法人税等	5,560	39,229
賞与引当金	15,500	41,900
その他	139,524	174,746
流動負債合計	2,503,882	2,502,947
固定負債		
長期借入金	124,006	212,065
退職給付引当金	169,940	161,000
その他	25,861	25,861
固定負債合計	319,807	398,926
負債合計	2,823,689	2,901,873

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	829,600	829,600
資本剰余金	509,408	509,408
利益剰余金	863,808	919,721
自己株式	33,801	33,512
株主資本合計	2,169,014	2,225,217
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	17,915	64,926
繰延ヘッジ損益	6,306	5,089
評価・換算差額等合計	24,221	70,016
新株予約権	5,720	5,720
純資産合計	2,150,513	2,160,922
負債純資産合計	4,974,202	5,062,795

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
売上高	6,096,692	5,261,193
売上原価	4,563,465	3,937,539
売上総利益	1,533,226	1,323,654
販売費及び一般管理費	¹ 1,495,120	1,360,230
営業利益又は営業損失()	38,106	36,576
営業外収益		
受取配当金	9,089	5,025
受取保険金	38,883	16,422
その他	11,357	12,403
営業外収益合計	59,330	33,851
営業外費用		
支払利息	14,810	14,231
手形売却損	7,025	5,045
その他	3,160	1,434
営業外費用合計	24,996	20,711
経常利益又は経常損失()	72,439	23,437
特別利益		
固定資産売却益	² 29,583	-
貸倒引当金戻入額	-	19,486
特別利益合計	29,583	19,486
特別損失		
投資有価証券評価損	35,675	24,770
貸倒引当金繰入額	53,968	-
特別損失合計	89,643	24,770
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	12,379	28,721
法人税、住民税及び事業税	14,000	7,000
法人税等調整額	6,651	204
法人税等合計	20,651	7,204
四半期純損失()	8,271	35,926

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
売上高	1,761,078	1,541,195
売上原価	1,288,729	1,149,120
売上総利益	472,349	392,075
販売費及び一般管理費	¹ 490,363	440,054
営業損失()	18,014	47,979
営業外収益		
受取配当金	1,748	1,430
受取保険金	36,269	2,132
その他	4,764	6,149
営業外収益合計	42,782	9,711
営業外費用		
支払利息	4,839	4,608
手形売却損	2,678	1,694
その他	1,093	319
営業外費用合計	8,611	6,622
経常利益又は経常損失()	16,157	44,889
特別利益		
固定資産売却益	² 29,583	-
特別利益合計	29,583	-
特別損失		
投資有価証券評価損	35,675	24,770
特別損失合計	35,675	24,770
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	10,066	69,660
法人税、住民税及び事業税	5,000	2,000
法人税等調整額	8,741	17,057
法人税等合計	13,741	15,057
四半期純損失()	3,675	54,603

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ()	12,379	28,721
減価償却費	52,786	62,431
退職給付引当金の増減額(は減少)	6,100	8,940
賞与引当金の増減額(は減少)	35,800	26,400
貸倒引当金の増減額(は減少)	59,904	56,192
受取利息及び受取配当金	10,123	8,875
支払利息	14,810	14,231
固定資産売却損益(は益)	29,583	-
投資有価証券評価損益(は益)	35,675	24,770
売上債権の増減額(は増加)	46,505	58,008
たな卸資産の増減額(は増加)	148,927	19
仕入債務の増減額(は減少)	28,763	45,661
その他	58,878	55,953
小計	38,587	37,882
利息及び配当金の受取額	10,359	8,940
利息の支払額	14,332	13,446
法人税等の支払額	5,808	38,434
営業活動によるキャッシュ・フロー	48,369	5,057
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	30,949	31,432
定期預金の払戻による収入	39,365	38,928
投資有価証券の取得による支出	88,410	5,207
有形固定資産の取得による支出	42,786	19,333
有形固定資産の売却による収入	34,656	-
無形固定資産の取得による支出	14,739	-
保険積立金の解約による収入	41,304	18,340
その他	19,477	29,765
投資活動によるキャッシュ・フロー	81,037	28,471
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	40,000	90,000
長期借入れによる収入	200,000	-
長期借入金の返済による支出	80,568	127,432
自己株式の取得による支出	24,307	289
配当金の支払額	31,062	19,987
財務活動によるキャッシュ・フロー	104,062	57,709
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	25,344	91,238
現金及び現金同等物の期首残高	812,266	746,555
現金及び現金同等物の四半期末残高	786,921	655,317

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

該当事項はありません。

【表示方法の変更】

当第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
(四半期貸借対照表関係) 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前第3四半期会計期間において、「商品」「製品」「原材料」「貯蔵品」として掲記されていたものは、当第3四半期会計期間では「商品及び製品」「原材料及び貯蔵品」とそれぞれ一括して掲記しております。なお、当第3四半期会計期間に含まれる「商品」「製品」「原材料」「貯蔵品」は、それぞれ843,455千円、204,368千円、104,343千円、9,356千円であります。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
たな卸資産の評価方法	当第3四半期会計期間末のたな卸高の算出に関しては実地たな卸を省略し、第2四半期会計期間末の実地たな卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。
繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前事業年度末以降に経営環境等、または一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた場合には、前事業年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

項目	当第3四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)						
1 有形固定資産減価償却累計額	2,136,761千円	2,091,981千円						
2 受取手形割引高	622,501千円	485,942千円						
3 四半期会計期間末日満期手形の処理	<p>四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。</p> <p>なお、当第3四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、下記の四半期会計期間末日満期手形が、四半期会計期間末残高に含まれております。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>受取手形</td> <td style="text-align: right;">11,548</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td style="text-align: right;">80,649</td> </tr> <tr> <td>受取手形割引高</td> <td style="text-align: right;">57,252</td> </tr> </table>	受取手形	11,548	支払手形	80,649	受取手形割引高	57,252	
受取手形	11,548							
支払手形	80,649							
受取手形割引高	57,252							

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)																		
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>従業員給料手当</td> <td style="text-align: right;">517,334</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">9,974</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">17,347</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">36,058</td> </tr> </table> <p>2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">29,583</td> </tr> </table>	従業員給料手当	517,334	貸倒引当金繰入額	9,974	賞与引当金繰入額	17,347	退職給付費用	36,058	土地	29,583	<p>販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>従業員給料手当</td> <td style="text-align: right;">467,907</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">316</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">13,179</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">28,536</td> </tr> </table>	従業員給料手当	467,907	貸倒引当金繰入額	316	賞与引当金繰入額	13,179	退職給付費用	28,536
従業員給料手当	517,334																		
貸倒引当金繰入額	9,974																		
賞与引当金繰入額	17,347																		
退職給付費用	36,058																		
土地	29,583																		
従業員給料手当	467,907																		
貸倒引当金繰入額	316																		
賞与引当金繰入額	13,179																		
退職給付費用	28,536																		

前第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)																		
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>従業員給料手当</td> <td style="text-align: right;">161,012</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">239</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">17,347</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">13,356</td> </tr> </table> <p>2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">29,583</td> </tr> </table>	従業員給料手当	161,012	貸倒引当金繰入額	239	賞与引当金繰入額	17,347	退職給付費用	13,356	土地	29,583	<p>販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>従業員給料手当</td> <td style="text-align: right;">143,839</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">25</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">13,179</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">9,454</td> </tr> </table>	従業員給料手当	143,839	貸倒引当金繰入額	25	賞与引当金繰入額	13,179	退職給付費用	9,454
従業員給料手当	161,012																		
貸倒引当金繰入額	239																		
賞与引当金繰入額	17,347																		
退職給付費用	13,356																		
土地	29,583																		
従業員給料手当	143,839																		
貸倒引当金繰入額	25																		
賞与引当金繰入額	13,179																		
退職給付費用	9,454																		

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(千円)	(千円)
現金及び預金勘定 866,852	現金及び預金勘定 735,759
預入期間が3ヵ月を超える定期預金 79,930	預入期間が3ヵ月を超える定期預金 80,442
現金及び現金同等物 786,921	現金及び現金同等物 655,317

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 10,370,800株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 380,339株

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 2,000,000株
新株予約権の四半期会計期間末残高 5,720千円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	19,987	利益剰余金	2.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日

5. 株主資本の金額の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第3四半期会計期間末(平成21年12月31日)

その他有価証券で時価のあるものが、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

区分	取得原価(千円)	四半期貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
(1) 株式	393,902	379,237	14,664
(2) 債券	84,305	65,834	18,471
(3) その他	22,333	20,974	1,358
計	500,541	466,046	34,494

(注) 当第3四半期会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて24,770千円減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、原則として四半期会計期間末日における時価が取得価額に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期会計期間末(平成21年12月31日)

当社は、ヘッジ会計を適用しているもの以外のデリバティブ取引はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 214円68銭	1株当たり純資産額 215円65銭

2. 1株当たり四半期純損失等

前第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失() 0円80銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失() 3円60銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
四半期純損失()(千円)	8,271	35,926
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	8,271	35,926
期中平均株式数(千株)	10,314	9,991
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

前第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失() 0円36銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失() 5円47銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
四半期純損失()(千円)	3,675	54,603
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	3,675	54,603
期中平均株式数(千株)	10,241	9,990
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

(リース取引関係)
リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期会計期間におけるリース取引残高は前事業年度末に比べて著しい変動がありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月12日

浅香工業株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川井 一男 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 蔵口 康裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている浅香工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第105期事業年度の第3四半期会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、浅香工業株式会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月10日

浅香工業株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 川井 一男 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 奥田 賢 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている浅香工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第106期事業年度の第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、浅香工業株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。